

令和5年10月3日

土岐市長 加藤 淳 司 様

土岐市情報公開・個人情報保護審査会
会長 紙野 健二

保有個人情報開示決定等審査諮問事項の答申について

令和5年1月17日付け土総第3077号で諮問のあった、下記の事項について、別紙の通り答申します。

記

保有個人情報開示決定処分に対する審査請求について

答 申 書

第 1 審査会の結論

土岐市長が審査請求人に対して令和4年8月31日付けで行った保有個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）につき、開示請求対象となる保有個人情報を改めて特定し、それらについて開示又は不開示等の判断をすべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報の開示請求

令和4年8月22日、審査請求人は、土岐市個人情報保護条例（平成14年土岐市条例第27号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- 令和3年7月14日土岐市西部地域包括支援センター（以下「西部包括」という。）内での面談（審査請求人、実施機関職員及び西部包括職員同席）の記録の全て。
- 審査請求人に関する実施機関から西部包括に対する指導・指示等、口頭・電話・文書等全ての記録。
- 今回（令和3年7月21日に審査請求人が提出）の市長宛の文書に関する市長と実施機関とのやりとりの記録の全て。

2 実施機関の決定

令和4年8月31日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定処分を行った。

3 審査請求

令和4年12月14日、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求対象の公文書（保有個人情報）をさらに特定したうえで、全ての請求対象の公文書（保有個人情

報)を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張はおおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

① 本件処分が開示された保有個人情報有一部分に過ぎず、審査請求人が希望する次の部分が開示されていない。

ア 審査請求人が令和3年7月21日に土岐市長宛に文書を郵送し、同年8月31日に実施機関課長より文書で回答があった件に関する、西部包括からの聞き取り及び実際の指導内容

イ 令和3年10月6日に、西部包括へ審査請求人が訪問した際、西部包括職員が市役所からの指導に反する発言をしたことに関する、西部包括からの聞き取り及び実際の指導内容

ウ 令和4年8月26日に審査請求人が、実施機関及び西部包括との相談対応に関する一連の件についてまとめた最終報告書を実施機関に送付したことに関する、西部包括からの聞き取り及び実際の指導内容

② 本件処分が開示された保有個人情報の内容について、審査請求人が読むとわかりづらく、簡明・平易ではなく記録の意味をなしていない。これらは土岐市個人情報保護条例、土岐市文書事務取扱規程、土岐市公文書例に関する規程、土岐市処務規則、業務委託契約約款(土岐市西部包括支援センター業務委託)(以下「条例等」という。)に反する。

(2) 反論書における主張について

① 本件開示請求において審査請求人が求める保有個人情報は、審査請求人に関する実施機関から西部包括に対する指導・指示等、口頭・電話・文書等すべての記録等である。しかしながら、実施機関が開示した保有個人情報は、実施機関が西部包括に指導した事実のみに限られており、指導の内容や指導に至るまでの聞き取り等、具体的なやり取りが含まれていない。また、単に指導したという記載のみでは説明責任を果たしていない。

② 令和3年10月6日に西部包括へ審査請求人が訪問した際、西部包括職員が市役所からの指導に反する発言をしたことに関

する、西部包括からの聞き取り及び実際の指導内容について、実施機関は「市役所からの返書の内容と反する発言」と認識していないと主張している。令和3年8月31日に実施機関課長より回答があった文書で、事前通知の必要がないこと、事前予約が必要ないことについて指導したと記載しているが、その後西部包括の職員は「過去のこと（事前通知や事前予約に関する発言）は訂正できない」と発言しており、これは市役所からの返書の内容と反する発言である。

また、実施機関は、西部包括に対する苦情を受けたのち、適正に苦情対応せず、記録も残さず、説明責任を果たしていない。

③ 令和4年8月26日に、審査請求人が本件開示請求に関する最終報告書を実施機関に送付したことに關する、西部包括からの聞き取り及び実際の指導内容について、実施機関は本件開示請求の後に別で提出された文書であり、本件処分の対象にあたらぬと主張するが、実施機関が誠実な対応、最善の対応をしていないことから今回の件に關する市長宛の最終報告書を提出しているので関連性があり、本件処分の対象にあたる。

④ 西部包括への指導について、実施機関は西部包括へのアドバイスと主張するが、審査請求人、西部包括及び実施機関の職員が立ち合って話し合いをしており、軽微な内容ではない。仮にアドバイスであれ、公務であればその記録を正確に残すべきである。アドバイスが重要であるかどうかの判断は、市民がするもので担当職員がするものではない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の趣旨は、実施機関の決定は妥当であるとの答申を求めるものであり、弁明書における主張はおおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る対象保有個人情報の特長について

審査請求人が、第2.1のとおり保有個人情報開示請求をしたことから、実施機関が西部包括を運営する社会福祉法人土岐市社会福祉協議会（以下「土岐市社協」という。）に対して関わったすべての記録に關して、作成された文書又は記録、通話録音データを求めたものと判断した。

2 対象保有個人情報の開示について

実施機関が令和3年7月14日の面談以降で審査請求人と土

岐市社協に関わったすべての記録に関しては、西部包括で受けた審査請求人の母親に関する記録（相談票）及び、審査請求人からの市長への意見書に対する回答書を発送するまでの事務処理を綴った起案書、審査請求人から提出された市長への意見書に対する回答書を送付した後の審査請求人及び実施機関と西部包括、土岐市社協とでやり取りした記録（実施機関課長メモ）を今回の本件開示請求に関する対象文書とし、請求内容に関するすべての記録について開示を行った。

3 審査請求人の主張について

- (1) 第3.2.(1).①.アにおいて審査請求人は、審査請求人が令和3年7月21日に土岐市長宛に郵送した文書に対する回答文書の作成に当たって、西部包括や土岐市社協に聞き取りした内容、及びその際に指導した記録について開示されていないと主張するが、指導した記録については開示した令和3年8月31日の「西部地域包括支援センターの相談対応に関するお尋ね」に関する記録の中で土岐市社協へ口頭指導した旨の記載がある。また、審査請求人に関し実施機関が西部包括に対して聞き取りした内容の記録については、令和4年8月19日付けで審査請求人から提出された本件開示請求書で要求された範囲ではなく、開示していない。
- (2) 第3.2.(1).①.イにおいて審査請求人は、令和3年10月6日の西部包括の相談員からの審査請求人への対応が、市役所からの返書の内容と反する発言と主張するが、実施機関としてはその際に西部包括が対応した内容が「市役所からの返書の内容と反する発言」と認識していないため、指導は行っていない。
- (3) 第3.2.(1).①.ウにおいて審査請求人は、令和4年8月26日に審査請求人から提示された実施機関及び西部包括との相談対応に関する一連の件についてまとめた市長宛の最終報告書に関する西部包括に対する聞き取り及び実際の指導内容の記録が開示されていないと主張するが、最終報告書は審査請求人が本件開示請求をした後に別で提出された文書であり、本件処分の対象にあたらぬ。
- (4) 審査請求人は、本件処分は条例等に反していると主張していることについて、実施機関においては条例等の規定に従

い適正な管理を実施していると認識している。しかし、文書の作成や相談業務等において、相手側が理解しやすいように簡明で平易かつ正確な表現となるよう気を配る等の対応にさらに努める。

- (5) 審査請求人は、西部包括や土岐市社協とのやり取りについても本来、記録に残すべきであるとの主張をしているが、西部包括（土岐市社協）へアドバイスの口頭により行った指導内容であり文書としては存在していない。なお、口頭により指導した事実は、開示した文書に記載している。

第5 審査会の判断

1 本件処分に係る保有個人情報の特定について

- (1) 実施機関は本件開示請求に係る対象保有個人情報の特定について、「審査請求人に関し実施機関が西部包括を運営する土岐市社協に対して関わったすべての記録に関して、作成された文書又は記録、通話録音データを求めたものと判断した。」と主張し、審査請求人は、「本件処分で開示された保有個人情報は一部分に過ぎず、審査請求人が希望する重要な部分（第3.2.(1).①.ア～ウ）が開示されていない」と主張しているので、以下では本件開示請求に係る保有個人情報の特定の妥当性について検討する。
- (2) 本件開示請求に係る保有個人情報開示請求書中、開示請求に係る保有個人情報の内容欄には第2.1のとおり記載されている。審査請求人が開示されていないと主張する第3.2.(1).①.ア及びイについては、第2.1の内、「審査請求人に関する実施機関から西部包括に対する指導・指示等、口頭・電話・文書等全ての記録」に関する事項である。
- (3) 本件開示請求に係る保有個人情報の特定に関して、審査会が実施機関に対して行った説明聴取の中で、実施機関は対象となる保有個人情報を第5.1.(1)のように判断したとしているが、実際は、「審査請求人に関し実施機関が西部包括を運営する土岐市社協に対して関わったすべての記録に関して、作成された【指導・指示文書】と限定的に判断していた。」と述べた。そのため、審査請求人が主張する第3.2.(1).①.アについて、実施機関は、対象保有個人情報を

全て開示していること、実施機関が西部包括に対して行った聞き取り等の記録については、対象保有個人情報にはあたらないと判断していたとしている。また、審査請求人が主張する第3.2.(1).①.イについては、実施機関が西部包括に対して指導を行っていないため、対象保有個人情報は存在していないと判断していたことが判明した。

さらに、対象保有個人情報を「指導・指示文書」に限定しなければ、本件処分にて開示した保有個人情報の他に、審査請求人から実施機関及び西部包括への相談内容が記載されている記録のほか、審査請求人に関し、実施機関が西部包括に行った聞き取り等の記録の存在を確認することができた。

- (4) 条例第15条第3項では「実施機関は開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。」と規定されている。この趣旨を踏まえれば実施機関が開示請求の対象保有個人情報が開示請求書の文言から一義的に明らかではないためこれを限定的に解釈したのであれば、対象保有個人情報を明確にするため補正の手続きを行うべきであった。

したがって、補正の手続きが行われていない以上、審査請求人が請求した保有個人情報は、開示請求書における文言に沿い、審査請求人に関する実施機関から西部包括に対する聞き取り記録等を含む全ての記録と解するのが相当である。

- (5) なお、保有個人情報開示請求後に提出又は作成された文書が、当該保有個人情報開示請求の対象保有個人情報に該当するか否かについて検討する。（審査請求人が主張する第3.2.(1).①.ウ）

条例第2条第2号において保有個人情報とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」と規定されている。ここに「当該実施機関が保有している」とは、その開示等の請求がなされる時点において、現に当該実施機関が保有している状態にあったことを要し、その後には保有されることになるものは含まれな

いと解される。したがって、審査請求人が本件開示請求を行った後に実施機関が新たに保有するに至った文書については、本件開示請求がなされた時点において実施機関が保有している文書にはあたらないことから、本件開示請求における対象保有個人情報ではないと解される。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

4 付言

審査請求人は、当審査会に対して実施機関及び西部包括の相談対応等が適切であったかの判断等を求めているが、当審査会は条例第29条及び土岐市情報公開条例（平成11年土岐市条例第26号）第17条に基づく保有個人情報の開示決定等及び公文書の開示決定等に係る審査請求等について、実施機関の諮問に応じ、答申を行う機関であって、窓口相談の対応や介護行政の事務、公文書の記載内容等が適切であったかどうかの調査審議を行う機関でないことを付言する。

第6 審査会の処理経過

日 付	審査の経過
令和5年 1月17日	諮問の受理（土総第3077号）
令和5年 2月 7日	反論書の受理
令和5年 2月21日	実施機関からの説明聴取及び審議
令和5年 3月15日	口頭意見陳述及び審議
令和5年 5月11日	審議
令和5年 8月18日	審議

土岐市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	紙野 健二	学識経験者
会長職務代理者	愛知 正博	学識経験者

委 員	廣 瀬 誠	学 識 経 験 者
委 員	加 納 美 江 子	住 民 代 表
委 員	高 井 哲 雄	住 民 代 表